

I 2007年度研究総会について

テーマ 「体制転換・体制変動に伴う、損害賠償制度の変容」

企画趣旨（企画委員：篠田優会員）

標記のようなテーマ設定をしたのは、損害賠償という法領域が体制の影響を強く受ける法領域の一つと考えられるからに他ならない。

一口に損害賠償といっても、そこには、少なくとも三つの相があると思われる。すなわち、

- ① 損害概念の把握および（または）損害の金銭評価をめぐる問題
- ② 社会に存する所得保障ないしは生活保障機能全体の中での損害賠償制度の位置づけ
- ③ 債務不履行に対処する制度全般の中での損害賠償の位置づけ

である。

これら①～③が体制転換・体制変動の過程でどのように変化したのか、しないのか、こうした変化・不変化は体制といかなる関係があるのか、可能な限り、明らかにしたいと考えている。

より具体的には、例えば、次のような論点を想定している。

①については、(i) 慰謝料に対して消極的な態度を取ってきたソビエト的通説がいかに克服されているのかいないのか、そうした動きと体制転換・体制変動との関係、(ii) 表現の自由が体制制約原理から解放されることで、名誉毀損やプライバシー侵害の機会も増大すると考えられるが、そうした問題にどのように対応しているのか、といった問題が考えられる。

②では、(i) 所得保障ないしは生活保障のための法制度として損害賠償のほかに社会保障制度があるが、この両制度の関係が体制転換・体制変動によっていかに変化したかという問題がまず考えられる。特に、ゆりかごから墓場までも言われた単位による生活保障が発達していた中国においては、単位の民営化や非国有企業の生成発展により、単位による保障から損害賠償が自立化ないし析出されるのではないかとの仮説が成り立つと思われるが、その真偽の程は如何という問題があろう。(ii) もし、損害賠償の比重が高まってくるとすると、損害に事前に備える制度、すなわち保険（損害保険、責任保険）もまた一定の発展を見せられると思われるが、実態はどうか？

(iii) ここまで来ると、われわれは<社会保障—損害賠償—保険、の相互関係>と体制との関係、という論点にたどり着くことになる。

③では、市場経済化による契約の性格の変化、すなわち計画実現の手段としての<計画契約>から<単なる契約>への変化が起き、その結果、契約の現実履行の要請は後退し、後退部分を損害賠償および契約解除が埋めることになろうとの仮説が成り立つが、この仮説の検証がまず課題となろう。

報告者・コメンテータ

ロシア（及び旧ソ連）についての主報告

伊藤 知義 氏（中央大学法科大学院）

中国についての主報告

宇田川幸則 氏（名古屋大学）

サブ報告

阿曾 正浩 氏（北見工業大学）

〔メディアによる権利侵害について〕

篠田 優 氏（北星学園大学）

〔損害賠償と社会保障の関係について〕

コメンテーター

五十嵐 清 氏（北海学園大学法科大学院）

日 時 2007年6月1日(金)

午 前 運営委員会（詳細は追って連絡いたします）

13:00～ 事務総会

13:30～ 研究総会

ところ 北星学園大学（札幌市厚別区大谷地西 2-3-1 TEL011-891-2731（代））

同校へのアクセスは <http://www.hokusei.ac.jp/support/access/index.html> をご参照
ください。

II 新しい運営委員会の体制について

2006年4月に実施された選挙の結果、鈴木賢、鮎京正訓、早川弘道、小森田秋夫、伊藤知義、高見澤磨、木間正道、大江泰一郎、竹森正孝、渋谷謙次郎および杉浦一孝の各氏が運営委員に選出され、武井寛、宇田川幸則両氏が、選挙で選出された運営委員により運営委員に推薦されました。また、6月2日の総会にて、運営委員会役員構成を下記のとおりとすることが承認されました。

| | | | |
|-------|---------------|------|--------------|
| 運営委員長 | 伊藤 知義（中央大学） | 企画委員 | 篠田 優（北星学園大学） |
| 編集委員 | 高見澤 磨（東京大学） | 会 計 | 渋谷謙次郎（神戸大学） |
| | 阿曾 正浩（北見工業大学） | 事務局長 | 宇田川幸則（名古屋大学） |
| | 篠田 優（北星学園大学） | | （敬称略） |

「社会体制と法」研究会事務局
〒464-8601 名古屋市千種区不老町
名古屋大学大学院法学研究科
宇田川研究室気付
